令和4年度第2回茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管 理委員会会議録

議題	市史刊行物の在り方について(答申) 保存期間が満了する行政文書の廃棄について(答申)(非公開)
日時	令和4年11月23日(水)10時から10時45分まで
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階F会議室
出席者氏名	委員長 北村誠 中島淳一、本宮一男、柴田貴行 (欠席委員) 小風秀雅、藤城憲児、季武嘉也 (事務局) 文化生涯学習課市史編さん担当
会議資料	会議次第 資料1 市史刊行物の在り方について(答申) 参考資料 市史刊行物の在り方について
会議の公開・非公開	一部非公開
非公開の理由	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号の規定による
傍 聴 者 数 (公開した場合のみ)	0人

●事務局(石井課長)

皆様、こんにちは。お忙しい中、またお足元の悪い中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより、令和4年度第2回茅ヶ崎市史編さん・特定歴 史公文書等管理委員会を開催いたします。

本日の進行を務めさせていただきます文化生涯学習課長の石井でございます。

本日の委員会につきましては、小風委員、藤城委員、季武委員からご欠席のご連絡をいただいておりますが、4人の委員のご出席をいただいておりますので、茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会規則第6条第2項に定める開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

本日の委員会ですが、茅ヶ崎市自治基本条例第14条第3号の規定により、審議会等の会議は公開することが原則となっております。本日の会議の議題2につきましては、個人に関する情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがありますので、非公開としたいと考えております。

それでは、今後の議事進行につきましては、茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会規則第6条の規定により、委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長

お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

規則第6条の規定により、議事進行を努めさせていただきます。

初めに、先ほど事務局より説明のありました、議題2を非公開にする件についてご異議ございますか。

(異議なし)

それでは本日の会議は、一部非公開といたします。 なお、本日傍聴の申し出はございますか。

●事務局(石井課長)

傍聴の申し出はございません。

○委員長

それでは、会議録の取扱い等につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

●事務局(石井課長)

本市では、審議会の経過を明らかにするため、会議の公開、非公開によらず、会議録

を作成し、会議資料とともに公表することとしております。

会議録の記載方法といたしましては、発言については摘録を原則とし、発言者の名前は、「〇〇委員」という形で氏のみ記載することとしております。発言者の名前を記載することで、円滑な議事運営が確保できなくなる恐れがある場合には、「委員長」、「委員」、「事務局」など発言者の立場を明記するにとどめることができるものとされています。なお、公表の時期につきましては、まず、次第で挙げられた事項について「会議結果の概要」を終了後2日以内に公表いたします。次に、「会議録」を会議終了後45日以内に公表することとなっております。

○委員長

会議の取扱等について何か意見等はございますか。

(意見なし)

ないようでしたら、会議録につきましては、市で定めている指針のとおり作成いたします。

それでは、これより議事に入ります。議題1「市史刊行物の在り方について(答申)」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

●事務局

それでは、お手元にお配りしました、【資料1】「市史刊行物の在り方について(答申)」をご覧ください。

本年7月に開催された、令和4年度第1回茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理 委員会でご審議をいただきました内容・御意見を基に、答申案を作成しました。

(答申案を読み上げる)

補足となりますが、市史刊行物の在り方の明確化につきましては、お手元の【参考資料】の1をご覧ください。いただきました御意見をもとに修正したものとなります。こちらについては、市における今後の市史刊行物発行の方針としていきたいと考えております。

なお、市ホームページの市史刊行物の紹介文につきましては、同じく【参考資料】の2をご覧ください。皆様の御指摘のとおり、前回の委員会でお示しした修正案は硬い印象を与える、また主旨の変更にも捉えられるといった面があり、現状の語りかけるような文章の方が受け入れられ、理解されやすいことから、修正をせずに現状のまま表記とすることといたしました。

最後に、市史刊行物の投稿規定の内容等を今後検討し進めていくことにつきましては、 皆様よりいただきましたご意見・ご助言を参考にしまして、投稿規定の検討を進め、投稿希望者が確認できるよう、ホームページでの投稿規定の公開を目指すこととします。 なお、刊行物の発行にあたっては、専門家による査読等の確認を行うための予算措置を 講じる等、編集体制を整えてまいります。 事務局からの説明は以上です。

○委員長

はい。ありがとうございました。事務局より、議題1の説明をいただきました。ご質問等ございますか。

前回の委員会を通して、事務局の検討を含めた上での答申となっておりますが、いかがでしょうか。

○本宮委員

はい。私は、基本的に答申は了承いたしますが、今後に向けた意見ということで申し上げたいと思います。

『茅ヶ崎市史ブックレット』も『ヒストリアちがさき』も、それから『茅ヶ崎市史史料集』の刊行について、予算措置について配慮していただき、非常にありがたいですが、やはり編集し、刊行する正式な組織について検討いただく必要があるのではないかと思います。

今後、様々な刊行物を出していくにあたり、どういう組織が責任を持ってやっているのか、こうした制度的なところに関しても検討し、しかるべき体制を作っていく必要があると思います。

○委員長

はい。ありがとうございます。その他どうでしょうか。

本宮委員のご意見につきましては、事務局の方でも十分把握した上で、これからの検討という課題となっておりますので、ぜひいい方向に、進んでほしいと思います。

それでは、答申案につきましては、委員長が確認し、押印し、市長に答申させていた だきますが、よろしいでしょうか。

議題2、「保存期間が満了する行政文書の廃棄について(答申)」(非公開)

非公開の議題2が終わりましたので、ここで、傍聴人がおりましたら会場へご案内します。事務局、お願いします。

●事務局

傍聴人はいません。

○委員長

本日の議題は以上となります。委員会はこれで終了といたします。長時間にわたりご 意見をいただきありがとうございました。

今後とも皆様のご協力をお願い申し上げます。

それでは、事務局にお返しいたします。

●事務局(石井課長)

長時間に渡り、ご審議ありがとうございました。

事務連絡ですが、委員の皆様の任期についてでございます。

委員の皆様の任期は、本委員会規則第3条第2項の規定により、委嘱いたしました令和3年4月1日から、今年度末の令和5年3月31日までの2年間となっております。

任期における審議は、本日が最後となりますが、委員長を初めとする委員の皆様には、任期当初より、市史編さん及び特定歴史公文書等に係る諮問に対し、多大なるご尽力ご協力をいただきました。そのことに、心より感謝するとともに、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。